

2 交通指導関係内規

令和3年3月15日 改訂

令和3年4月15日 施行

第10章 交通指導内規

違反・事故等があった場合、当該生徒は速やかに担任および係に申し出なければならない。

項	指導方法	指導項目
1	退学・停学	○ 無免許運転死亡事故 ○ 死亡事故
2	無期指導	○ 無免許運転事故 ○ 自動二輪および自動車免許の無許可取得 ○ スピード違反30km以上
3	有期指導 1週間以上	○ 事故（故意，または暴走など重大事故を招きかねない重大な過失がある場合） <u>○ 原動機付自転車（以下原付）2人乗り</u> ○ 無免許運転 ○ 無免許運転幫助 ○ 無許可受験 ○ 暴走行為 ○ けん引
4	<u>3日以上</u>	○ スピード違反30km未満 <u>○ 無許可通学</u>
5	校長説諭	<u>○ 事故（本人の単純な過失に起因するもの）</u> <u>○ 許可証プレート外し（原付）</u> <u>○ 上記以外の法令違反・本校の定める規則違反</u>
6	係指導	○ 軽度の自損事故 <u>○ 自転車による違反・事故</u>

- ◎ 項目4，5については，悪質性を伴う事例を除き，当該生徒が事例発生後自ら申し出た場合（一週間程度），一段階軽い指導とする。
- ◎ 上記項目に該当しない事例が発生した場合，また何回も違反を繰り返した場合は，係会，職員会議の決議を経て，指導措置を決定する。
- ◎ 1項から4項は，原則として保護者面談を含む。特別指導を伴わない保護者同席での指導は，係会，職員会議をもって決定する。
- ◎ 上記項目に該当する生徒で，再三の注意・指導に従わない場合は，通学許可を取り消す。期間等については係会で審議し，職員会議をもって決定する。

第11章 自転車・原付の通学等に関する規定

- 1 通学に自転車・原付を利用する者は、自転車は2 km以上、原付は6 km以上30km未満の場合に限り許可される。ただし、特別な事由のある場合は、別途審議する。
- 2 通学用自転車は普通型式（電動アシスト自転車も可）のものとし、車体後部に必ず荷台がついているものとする（黒カバンについては荷台に荷ゴムでしっかりとくくりつけて通学しなければならない）。ハブステップ付きのものやドロップハンドル・アップハンドルのものは認めない。
- 3 通学用自転車は安全保障制度への加入を義務とする。更に、自転車防犯登録に加入することが望ましい。
- 4 通学用原付は50cc以下とし、スクーター型式（メットイン型式）かカブ形式とする。（スポーツタイプ形式の車体は認めない）
両形式とも通学に必要な装備（荷台をつける等）をしたものであること。通学に不必要な装備、安全走行に支障をきたすような改造を施したものは通学には認めない。ヘルメットの色は白とし、模様やシールのついていないフルフェイス型とする。その他の型式のものは認めない。
- 5 通学用原付は自賠償保険に加入していなければならない。
- 6 通学許可を受けた自転車には許可証ステッカー、原付には許可証プレートを指定する場所に取り付けなければならない。
- 7 2人乗り、および傘の使用等、危険な走行は禁止する。
（他に自転車の並進、原付の牽引、速度超過、一時不停止等の法令違反行為）
- 8 通学用自転車・原付は校内の所定の場所に置き、特に校外や民家等に放置しないこと。
- 9 学校の許可を受けていない自転車・原付を通学に利用してはならない。
- 10 校内では、降車位置線で自転車・原付から降り、所定の場所まで押していくこと。
- 11 登下校時以外は、特別な理由を除いて自転車・原付置場に行かないこと。
- 12 車体検査や交通安全教室を正当な理由なく受けない生徒は、通学許可を取り消す場合もある。

第12章 運転免許取得受験に関する規定

- 1 運転免許取得受験は、原動機付自転車（50cc）および小型特殊に限り許可する。
- 2 原付免許取得受験は、長期休業中のみ受験を許可する。
- 3 原付免許取得受験許可願は、受験をする度に提出するものとする。ただし、同一の長期休業中に限り、1回の提出で複数回の受験を認める。
- 4 普通自動車の運転免許取得については、卒業学年の者に限り2学期期末考査終了後から条件付で自動車学校への入校を許可する。条件については第13章の1を参照とする。

第13章 自動車学校に関する規定

1 入校許可条件

- ① 自動車学校入校を希望する生徒は、学校長が発行する自動車学校入校許可願を学校に提出し許可を得ること。
- ② 進路が決定していること（未定の場合でも学級担任と審議のうえ許可することがある）。
- ③ 二学期の成績に欠点科目がある生徒、および生徒指導上、問題のある生徒は許可しない。（服装頭髪、授業態度等）
- ④ 諸会費等の未納者については許可しない。
- ⑤ 学校で定められた3年生の出校日には必ず登校すること。
- ⑥ 自動車学校の教習時間は、午後7時00分までとする。
- ⑦ 1月中の授業日の教習時間は、放課後より午後7時00分までとする。
- ⑧ 卒業考査の始まる一週間前より考査期間中の教習は禁止とする。
- ⑨ 自動車学校の卒業検定試験に合格しても、正式の運転免許取得は本校の卒業式以降とする。

2 注意事項

- ① 高校生としての自覚を持って、自動車学校での指導教官や職員には礼儀正しく接すること。
- ② 教習中の服装は、本校の制服を着用すること。ただし、女子生徒は乗車の際はジャージに更衣しても良い。
- ③ 教習期間中は常に「生徒カード」と「入校許可証」を携帯し、提示を求められた場合には素直に従うこと。
- ④ 2月中はあくまでも自宅学習期間中であることを自覚し、いたずらに原付などを乗り回すことがないようにすること。

※曾於地区内の自動車学校についての確認事項（入校・運転教習・免許受験等）は別紙参照のこと。